



平成 25 年 5 月 1 日

各 位

会社名 小林製菓株式会社
代表者 代表取締役社長 小林 豊
コード番号 4967 東証、大証（各 1 部）

取締役に対するストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 1 日開催の当社取締役会において、当社の取締役に対してストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容に関する議案を、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 95 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtockオプション(新株予約権)を導入する理由

当社の業績の向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値の向上に資することを目的として、ストックオプション(新株予約権)を導入するものとする。

2. 取締役に対するストックオプション(新株予約権)の具体的な内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数 100 株

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、およびその他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

240 個を本定時株主総会終結の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭に払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株あたりの行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.025 を乗じた金額(1 円未満の端数は切り上げる。)又は割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)のいずれか高い

金額とする。

なお、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から5年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。ただし、権利行使の待機期間を新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から2年超3年以内の範囲で設けるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項および細目等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

本議案による取締役（社外取締役を除きます。）に対するストックオプションとしての新株予約権の割当に併せて、当社及び当社国内子会社の執行役員、従業員に対しても、取締役に対するストックオプションと同様のストックオプションとしての新株予約権を当社取締役会決議により割り当てる予定であります。

以上

－ 本件に関するお問合せ先 －

小林製薬株式会社 広報部

大阪広報グループ TEL 06-6222-0142 東京広報グループ TEL 03-5541-8016